

日曜論壇

湯澤 のりこ

2024.3.31



1989年に国連で児童の権利に関する条約が採択され、35年。子どもは大人と同様に権利を持つ主体であること、そして子どもならではの特別な保護や配慮により守られる権利が定められており、現在日本を含む196の国・地域が締約している。

日本ユニセフ協会は条約の基本的な考え方を四つの原則で示し、そのうち「子どもの意見の尊重」について、子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもたちに応じて十分に考慮する、と説明している。

94年に批准した日本

もが権利の主体であることが明記され、さらに23年4月に子どもの権利を保障することを定めた「こども基本法」が施行された。児童福祉法の改正により4月から、一時保護や施設入所の決定における子

では、2016年の児童福祉法改正においてようやく子どもが権利の主体であることが明記され、さらに23年4月に子どもの権利を保障することを定めた「こども基本法」が施行された。児童福祉法の改

正により4月から、一時保護や施設入所の決定における子

は子どもたちの間で、「親方チャ」という言葉がささやかれた。現在の生活につらさや困難を感じても、どうせ言つても変わらない、わが家は他の家とは違う、と声を上げずには諦めてしまう。

一方、「子どもの意見を聞く」というと、子どもの言いにく」というと、子どもの意見を聞くことには、と危惧する人がある。子どもは成熟度になりになるのでは、と危惧する人がいる。子どもは成熟度に応じて守られる権利がある必要だ。思いを受け止めて子どもが主体的に考え、表現できることに意義がある。

日本財団が23年に実施した「こども1万人意識調査」では、子どもの権利条約、こども基本法について「聞いたことはない」との回答がいずれも約6割を占めた。子どもの権利に関する「学校で教える」「相談できる場所」「大人たちにももっと伝える」などの割合が高かった。

子どもが主体的に考え、表現

できることに意義がある。

子の権利を社会で守ろう

子どもの意見聴取、意見表明などの仕組みの整備が求められること。

家庭から離れて生活する社員たちは、ううち、生活を変えることが困難な状況になっていることもある。

時に大人が良かれと思つたことを子どもに押し付けてはいなかだろうか。

言葉で表現ができない幼い子どもの意向を全てかなえることではなく、子どもの声に耳を傾け、ありのままを受け止めることが求められる。

子どもたちがその力を発揮し、自分自身の人生を歩めるよう、子どもたちの権利擁護を社会全体で醸成していくことが求められる。

（栃木フォーランギングセンター）

一長